

議会第1号

国の指示権拡大に関する改正地方自治法の施行にあたり慎重かつ適切な運用を求める意見書

政府及び関係行政庁に対し、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年9月3日

提出者 塩尻市議会議員 篠原 敏宏
同 小澤 彰一

国の指示権拡大に関する改正地方自治法の施行にあたり慎重かつ適切な運用を求める意見書

政府は、「地方自治法の一部を改正する法律案」を今通常国会に上程し、国会はこれを6月19日に参議院本会議で可決した。

本改正法では、新たに「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例」を規定し、国の地方公共団体に対する「補充的な指示」が盛り込まれた。

本法案が提案される過程では、全国知事会等から国の指示権の拡大により地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれるもの等の懸念が出され、法案審議の過程では「個別法の規定では想定されていない事態」や「補充的な指示」の範囲は明確化されず、必ずしも必要な熟議が十分になされたとは言い難いものの、衆議院においては修正決議で「各大臣が第1項の指示をしたときは、その旨及びその内容を国会に報告するものとする」との条項が加えられ、参議院においては、国の補充的指示について「あらかじめ関係地方公共団体等との協議を行うなど、事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うこと」や、「目的を達成するために必要最小限のものとする」付帯決議が付せられるなど、一定の配慮がなされたものと認められる。

このたび本法案が施行されるにあたり、地方分権一括法で保障された国と地方公共団体の対等な関係を重視する観点から、付帯決議が遵守され「国の地方公共団体に対する補充的な指示」が安易に行使されることがないように、国会及び政府に対して改正地方自治法の慎重かつ適切な運用を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

長野県塩尻市議会